

意見書案第3号

(和光市議会)

東日本大震災で発生した瓦礫の早期処理に関する意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成24年6月25日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

斉藤克己

賛成者 和光市議会議員

須貝郁子

栗原次男

吉田けさみ

阿部かをる

並木修二

金井伸夫



東日本大震災で発生した瓦礫の早期処理に関する意見書

昨年3月11日の東日本大震災により、岩手県では一般廃棄物の排出量の11年分、宮城県では19年分に相当する瓦礫が発生しました。大震災から1年が過ぎた今も、この大量の瓦礫が、被災地の復旧・復興の大きな障害となっています。

政府は、瓦礫の広域処理に関して、全国の自治体に対し協力を呼びかけていますが、未だに受け入れが進んでいないのが実情です。政府の要請を受け、東北の復興のためには、広域処理が不可欠として積極的に協力する自治体も増えてきました。しかしながら、安全性の不安から、依然として瓦礫の受け入れに反対する国民の声も根強く、受け入れは困難とする自治体もまだ多く存在しています。

広域処理が進まない大きな要因としては、瓦礫に含まれていると思われる放射性物質及びアスベストの安全性に対する国民の不安が払拭されないこと、焼却から最終処分までの全てを一市町村で完結させることが難しい（特に焼却灰の最終処分）こと、瓦礫の運搬費や焼却炉の補修費補助に関することなどが挙げられます。政府は、早急に広域処理の在り方について多角的な検討を行い、被災地域に山積みされた瓦礫処理を加速させる必要があると考えます。

よって、下記のことについて強く要請します。

記

- 1 瓦礫の処理については、受け入れる地方自治体の実情を踏まえて、国が主体となって国の責任のもとに進めること
- 2 瓦礫の処理の安全性については、国が責任を持って安全基準を示し、国民が理解できるよう十分な説明を行うこと
- 3 瓦礫の処理に必要な経費については、国が全て負担すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月25日

埼玉県和光市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
財務大臣	安住 淳	様
環境大臣	細野豪志	様
復興大臣	平野達男	様